

# 令和8年度墨田区会計年度任用職員採用選考案内

令和8年1月17日  
墨 田 区

この採用選考は、墨田区の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

## 1 募集概要等

職 種	生活相談員
職 務 内 容	生活保護の相談・申請・調査 路上生活者への各種支援 関係機関との連絡調整業務等
資 格 ・ 経 験	福祉分野における相談業務の経験のある方 生活保護の面談や電話対応ができる方 パソコンの基本操作ができる方
採用予定時期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※同一の職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行うことがあります。
採用予定人員	若干名
勤 務 予 定 先	墨田区役所3階 生活福祉課

## 2 受験資格

- (1) 国籍、年齢は問いません
- (2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## 3 選考方法・日程等

内 容	第1次選考：書類審査（提出書類による） 第2次選考：面接（第1次選考合格者のみ） ※面接予定日：令和8年2月2日（月） 面接時間未定
結 果 通 知	第1次・第2次選考とも合格者のみに連絡します。

#### 4 申込手続等

採用選考受験申込書及び志望理由書（応募動機を 800 字以内にまとめたもの。書式自由）を、下記まで郵送または持参してください。

※令和 8 年 1 月 2 6 日（月）午後 5 時必着

申 込 先	墨田区福祉部生活福祉課管理係（区役所 3 階） 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20 Tel 03（5608）6085（直通）
-------	--

#### 5 報酬等（令和 8 年 4 月予定、給与改定で変更になる場合があります。）

報 酬	月額 約 240,000 円（地域手当相当分含む）
手当に相当する報酬等	期末・勤勉手当、通勤手当 ※期末・勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します
勤 務 時 間	原則として、月曜日から金曜日までのうち週 4 日（30 時間） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます（勤務条件により、付与日数が異なります。） そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所があります。）

#### 6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先  
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄  
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄  
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄  
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。

【区役所案内図】

